

- 1 相続財産は、相続人全員の共有資産であり、相続人全員に固定資産税の納税義務が生じます。
(地方税法第10条による連帯納税義務) 相続人全員での協議をお願いします。
- 2 **相続人全員**の氏名、住所等を**連署**してください。相続人のうち自署できない方がいる場合は、本人の了承を得た上で代署していただいても構いませんが、その旨を備考欄に記入してください。
なお、**相続人代表者兼現所有者代表者は必ず自署**してください。
- 3 相続人の中に連絡不能な方がいる場合は、氏名、続柄等を分かる範囲で記入していただき、備考欄に「連絡先不明」等、連絡が取れない旨を記入してください。
- 4 相続放棄をした場合、その方は相続人ではありません。相続放棄された方がいる場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを添付してください。
- 5 この書類により、不動産登記上の名義が変更されるものではありません。
不動産登記の名義変更は、別途法務局に申請が必要です。(令和6年4月～相続登記の義務化)

様式第1号

【相続人（現所有者）】 ※表面で不足する場合、こちらへ記入してください。

[illegible]